

裁判員制度を導入しても 司法改革にならない理由

8月3日の東京地裁を皮切りに、全国で順次、裁判員裁判が行なわれている。「市民感覚を刑事司法に生かす」ことを目的とした裁判員制度だが、裁判員には生涯にわたって重い守秘義務が課されている。そのため、有罪か無罪かを決める事実認定や、量刑判断が行なわれる評議の場で、裁判官と裁判員がどのようなやりとりを行なったのか、記者会見に応じた裁判員の口から語られることはない。

仮に、裁判長がある方向に裁判員を誘導したとしても、守秘義務がある限り、その問題が表に出てくることはおそくない。アメリカのように市民から選ばれた陪審員だけが事実認定する、つまり裁判官の権限が制約されているシステムと違い、日本の裁判員制度では職業裁判官の権限は従来どおりに保たれているのが特徴だ。

そして、その裁判官は魚のヒラメよろしく、最高裁や政府など「お上」の意向ばかりを気にする「事なかれ主義者」が多いと指摘されている。

裁判官は本来、独立した職権の行使を憲法で保障されている。「憲法」「法律」「自らの良心」だけに基づいて判決を下すことができるはずだが、しかし、これはあくまで理想にすぎない。現実には勤務地、報酬、ポストなどの人

【短期集中シリーズ】

日本の司法を ダメにする

最高裁

事務総局

の正体

温かみのない建物という印象の最高裁。記者は最高裁内で売られている書籍を購入しようと訪れたが、入口の警備員に「一般の人は正門からは入れません。敷地の中には一歩も入らないように」と制止されてしまった。権威を保つためなのか、その姿は「国民に開かれた司法」との言葉とは反対に、我々一般市民を拒絶しているように思える…

事面で最高裁による様々な統制を受け、人事で冷遇されたくないため、最高裁の意向や過去の判例（裁判例）などを優先した判決を下すようになってきた。それが「ヒラメ裁判官」という言葉を生み、「国民の常識とかけ離れた裁判が行なわれている」と批判されて



きたのだ。

これでは、市民が裁判に参加したとしても、裁判官の体質、裁判所の体制が変わらない限り、これまで同様、問題は解決しない。裁判官が独立した職権を行使し、公正・中立な裁判を行なうためには、彼らを最高裁の「呪縛」から解放放つ必要がある。それこそが真の「司法制度改革」なのだ。

では、「諸悪の根源」である「最高裁による裁判官統制の実態」はどのようなものなのか。そして、それによってどのような弊害が現場で起きているのか。これから検証していこう。

最高裁の「見えざる手」にコントロールされる裁判官

実は、裁判官制度改革は司法制度改革の大きなテーマのひとつだった。裁判員制度導入のきっかけとなった「司法制度改革審議会」の意見書（01年6月）でも、人事の透明化など「裁判官制度改革」の必要性が指摘されていたのだ。しかし、この点に関して最高裁はまったく不十分な対応しかしていない。裁判所内に閉じこもるのではなく、市民との対話を積極的に行なうなど、開放的な活動をしている現職裁判官の団体『日本裁判官ネットワーク』のコーディネーターのひとりで、元裁判官の安原浩弁護士（兵庫県弁護士会所属）が語る。

「裁判官の任期は10年で、10年ごとに

最高裁が作成した指名名簿に基づき、内閣が任命、再任することになっています。しかし、これまで再任の基準が一切明らかになっておらず、過去、最高裁にとって都合が悪いとされた裁判官が再任拒否に遭う、つまり、指名名簿に登載されないなどの問題が起きたことがあります。その裁判官の再任拒

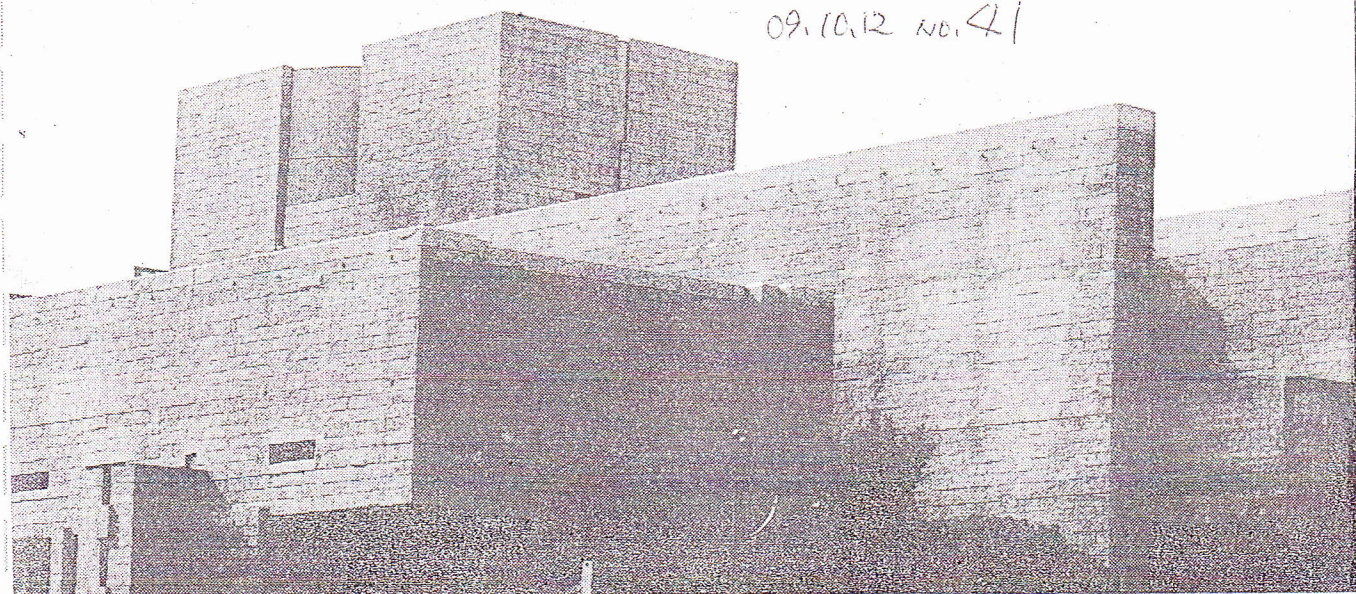
第1回 給与、会議費、カラ出張…

司法の頂点でカネにまつわる疑惑が浮上

最高裁判所に“裏金作り”があった!?

司法制度改革の目玉として8月3日から裁判員裁判が始まった。だが、裁判への市民参加だけでは解決できない「病巣」が裁判所にはある。最高裁事務局の「エリート司法官僚」による裁判官統制——。これが日本の司法を蝕め、ダメにしている「元凶」なのだ。全国約3500人の裁判官人事を牛耳る最高裁事務局とは、どんな組織なのか？ その正体を暴くため、連載第1回目は最高裁の不透明な予算執行を問う!!

09.10.12 No.41



事務総局の正体

否の理由はいまだに公表されていません。この裁判官指名の問題については、05年に『下級裁判所裁判官指名諮問委員会』が設けられ、弁護士など外部の意見が取り入れられることにより一定の透明化は図られました。しかし、裁判官にとって最も影響の大きい、勤務地や報酬の引き上げ、裁判長ポストへの昇任の基準は依然として霧の中なのです。

裁判官は3〜5年ごとに転動していくが、やはり地方都市よりは大都市で勤務したいと願う人が多いという。特に家族がいる場合、子供の進学問題のために大都市勤務を希望したり、ある

「適材適所」で決められるようになった。適材適所といえば聞こえはいいが、要は最高裁の勝手な人事評価という「裁量」によって勤務地が決められるようになったのである。

例えば、前出・安原氏は68年に任官し、08年6月に定年退官するまで、全国8つの高等裁判所管内のうち、実に7高裁管内の裁判所で勤務した経験を持つ。安原氏が苦笑まじりに語る。「福岡高裁管内以外はすべて回りまし

た。普通の裁判官は3〜4高裁管内にとどまるというのを考えても、私の場合は多いと思います。でも、その理由はよくわかりません。定年退官した後には弁護士を開業し、ようやく実家（兵庫県芦屋市）の近くで仕事ができるようになった」と。

実は、最高裁は56年から裁判官の人事評価を本人に知らせることなく隠密裏に行なっていた。人事評価が存在することは裁判官の間でも噂されていたが、その「実物」が表に出ることはなかった。が、00年、前述の司法制度改革審議会の場で、最高裁はようやくその人事評価の内容を明らかにした。

その書式(上の表1参照)によると、評価項目は「執務能力(事件処理能力、指導能力、法律知識及び教養)」、「健康」、「人物性格の特徴」、「総合判定」の4項目。高裁長官や地裁所長が記載し、最高裁に報告していたとされる。

だが、それも98年度で廃止されている。最高裁はその理由について、「評価の視点が固定的、平板になりがちで、裁判官の適性などがその書面だけでは把握しにくい場合が多かった」と説明している。このように最高裁自らが「問題アリ」とする人事評価が密かに約40年も続けられていたわけだから、現場の裁判官はたまったものではないだろう。

『日本司法の逆説 最高裁事務総局の「裁判しない裁判官たち」』(五月書房)

の著者で、明治大学政治経済学部の西川伸一教授が語る。「人事評価の『事件処理能力』の中に『事件を溜める』という項目がありま

す。裁判官は前任者より引き継いだ事件の数が増えるマイナス評価され、次の勤務地が自分の希望するところではなくなることを恐れて、ひたすら事件処理を急ぎます。裁判官の間では判決を言い渡すこと、民事事件で和解が成立することなど、事件が片づくことを『落ちる』といいます。裁判当事者が納得することよりも、事件の『処理』を優先して考えがちなのです」

裁判官は事件を溜めて最高裁から「無能な裁判官」とみられないよう、真相の究明よりも事件処理を急ぐことばかりに精を出して「自己防衛」に走ってしまっているというわけだ。

裁判官が事件処理に追われるのは、「先進諸国と比べて裁判官の数が少なく、裁判官ひとり当たりの事件数が多すぎる」というのも原因のひとつだが、実はそこにも最高裁の「意図」が見え隠れしている。それについては次回以降で詳しく触

裁判官の人事評価の項目

※最高裁が2000年7月31日に司法制度改革審議会に提出した資料より作成

I 執務能力(該当するものにチェック)			
1 事件処理能力			
①正確性	: 非常に正確	普通	普通以下
②速度	: 迅速	普通	遅い
③法廷の処理	: 適確	普通	未熟
2 指導能力			
①職員に対する指導	: すくれている	普通	能力に欠ける
②部の総括者としての適否	: 適する	普通	適しない
3 法律知識及び教養			
①法律知識	: 水準以上	普通	十分でない
②教養	: 水準以上	普通	十分でない
II 健康(該当するものにチェック)			
頑健	普通	やや虚弱	執務にたえない
III 人物性格の特徴			
IV 総合判定			

よる動いと判こわす使
局の裁官に統制として
総裁の裁官を40年統計
事務を決定し、約官を
人事評価の具体的な内容
最高裁の人事評価の官
人事評価の官となつて
人事評価の官となつて
人事評価の官となつて

いは両親の介護のため、実家近くの裁判所勤務を望む裁判官もいる。この点は、一般のサラリーマンとなら変わるところがない。

この勤務地については、1980年頃までは「ABC方式」と呼ばれるシステムがとられていた。全国の大・中・小都市をABCにランクづけし、10年間でこれを一巡するようになっていた。各裁判官に平等な転勤方式が一応はとられていたわけだ。

た。普通の裁判官は3〜4高裁管内にとどまるというのを考えても、私の場合は多いと思います。でも、その理由はよくわかりません。定年退官した後には弁護士を開業し、ようやく実家（兵庫県芦屋市）の近くで仕事ができるようになった」と。

実は、最高裁は56年から裁判官の人事評価を本人に知らせることなく隠密裏に行なっていた。人事評価が存在することは裁判官の間でも噂されていたが、その「実物」が表に出ることはなかった。が、00年、前述の司法制度改革審議会の場で、最高裁はようやくその人事評価の内容を明らかにした。

その書式(上の表1参照)によると、評価項目は「執務能力(事件処理能力、指導能力、法律知識及び教養)」、「健康」、「人物性格の特徴」、「総合判定」の4項目。高裁長官や地裁所長が記載し、最高裁に報告していたとされる。

だが、それも98年度で廃止されている。最高裁はその理由について、「評価の視点が固定的、平板になりがちで、裁判官の適性などがその書面だけでは把握しにくい場合が多かった」と説明している。このように最高裁自らが「問題アリ」とする人事評価が密かに約40年も続けられていたわけだから、現場の裁判官はたまったものではないだろう。

『日本司法の逆説 最高裁事務総局の「裁判しない裁判官たち」』(五月書房)

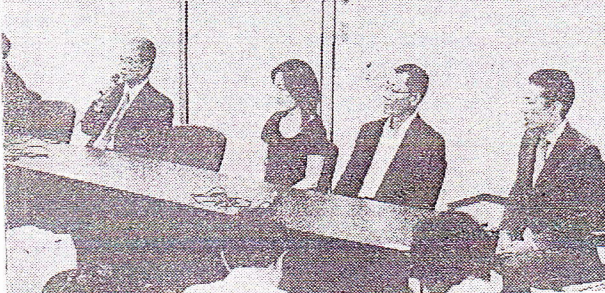
の著者で、明治大学政治経済学部の西川伸一教授が語る。「人事評価の『事件処理能力』の中に『事件を溜める』という項目がありま

す。裁判官は前任者より引き継いだ事件の数が増えるマイナス評価され、次の勤務地が自分の希望するところではなくなることを恐れて、ひたすら事件処理を急ぎます。裁判官の間では判決を言い渡すこと、民事事件で和解が成立することなど、事件が片づくことを『落ちる』といいます。裁判当事者が納得することよりも、事件の『処理』を優先して考えがちなのです」

裁判官は事件を溜めて最高裁から「無能な裁判官」とみられないよう、真相の究明よりも事件処理を急ぐことばかりに精を出して「自己防衛」に走ってしまっているというわけだ。

裁判官が事件処理に追われるのは、「先進諸国と比べて裁判官の数が少なく、裁判官ひとり当たりの事件数が多すぎる」というのも原因のひとつだが、実はそこにも最高裁の「意図」が見え隠れしている。それについては次回以降で詳しく触

裁判員には罰則付きの重い守秘義務が課され、判決後の記者会見でも評議の場でどんなやりとりがあったのか、明らかになることはない



最高裁

2008年4月1日現在
※出典:「裁判所データブック 2008」

裁判官の報酬俸給表

裁判官		報酬俸給月額
最高裁判所長官		207万1000円
最高裁判所判事		151万2000円
東京高等裁判所長官		144万8000円
その他の高等裁判所長官		134万1000円
判事	判事補 簡裁判事	
1号		121万1000円
2号		106万6000円
3号	特	99万4000円
4号	1号	84万3000円
5号	2号	72万8000円
6号	3号	65万4000円
7号	4号	59万2000円
8号		53万3000円
	5号	44万8600円
1号	6号	43万600円
2号	7号	39万5900円
3号	8号	37万500円
4号	9号	34万6600円
5号	10号	32万3100円
6号	11号	30万7100円
7号	12号	28万8700円
8号	13号	27万8000円
9号	14号	25万4200円
10号	15号	24万5200円
11号	16号	23万4400円
12号	17号	22万7000円

裁判官の報酬は判事で8段階、判事補で12段階に細かく分かれる。ほとんどの場合、判事補を10年やったら判事に昇進するに12段階に分けている必要があるのか

「過去の人事評価が現場の裁判官に対する無言のプレッシャーになり、裁判所の中で自由に発言できない雰囲気を作ってきました。実際、ある地裁の裁判官会議で、所長に意見を言った裁判官が『協調性なし』と評価に書かれ、その評価がずっと引き継がれていたという話を聞いたことがあります」(前出・安原氏)

この報酬に関して、特に問題視されているのが、判事4号から3号に上がる際の基準がまったくわからないこと。「3号問題」と呼ばれている。4号まではどの裁判官も平等に定期的に昇給していくが、3号以上に上がる段階で差がつくといわれているのだ。

れることにしたい。
ちなみに、最高裁は04年、新しい人事評価制度を始めた。本人からの求めがあれば裁判官に評価書を開示し、不服がある場合は不服申し立てもできるようなになった。だが、長年にわたって最高裁から無言の圧力を受け続けてきた裁判官の不安がこれで解消されたとは言えないだろう。

裁判官の給料が「裏金」に化けている?

勤務地の決定と同様、闇に包まれているのが裁判官の報酬(給与)引き上げの基準である。左の表2のように裁判官の報酬月額には判事8段階、判事補12段階と細かく分かれている。ちなみに、裁判官は最初、判事補として任官し、10年経って再任されると判事になる。

元大阪高裁判事であり弁護士の生田輝雄氏(香川県弁護士会所属)は、10年以上前から週刊誌(『週刊金曜日』)の対談記事や著書「裁判が日本を変える!」(日本評論社)などで、この裁判官報酬の問題を問い続けている。

「一般職の国家公務員給与は人事院規則などで細かく規定されていますが、特別職公務員である裁判官の報酬額は法律で定められているものの、実際にどのような運用がなされているのかまったくわからないのです」

前述した勤務地と同じように、給与の部分でも裁判官は3号以上になる基準

裁判所の予算額

※出典:「裁判所データブック 2008」

裁判所予算額	3275億8084万9000円	[国の予算に対する割合]	0.394%
(予算の内容)		[裁判所予算額に対する割合]	
人件費	2721億6288万2000円		83.1%
施設費	200億4313万2000円		6.1%
裁判費	185億3015万9000円		5.7%
その他	168億3667万6000円		5.1%
予備経費	800万円		0.0%
(国の予算総額)	83兆613億3991万3000円		

裁判所予算の約83%を占める人件費。裁判官の昇給基準が明らかではないため、余った予算が「不適切」に使われているのではないかと疑念を招く結果に

準がわからないため、最高裁に逆らうようなマネをしないよう「自己規制」してしまうという。

しかも、3号に昇給しないと裁判官は裁判長ポストに就けない。裁判官になった以上、裁判長として訴訟を指揮したいと考えるのが多くの裁判官の夢だ。さらに、定年退官時の号俸が退職金などにも反映されるため、3号以上に昇給するかどうかは裁判官にとって、まさに「死活問題」でもある。

「勤務地」と「報酬・ポスト」。このふたつの基準を明らかにしないことで裁判官を不安にさせ、最高裁の意に沿うよう仕向けているのだから、なんとも巧妙な裁判官統制ではないか。

しかも、こうした昇給基準の不透明さが、さらに別の大きな問題を生んでいる可能性がある」と生田氏は言う。

「本来、その年に3号になる予定の裁判官全員の報酬を含めた人件費が予算要求されているはず。しかし、その年に3号になれなかった裁判官がいるとすれば、使われない予算があるかもしれないわけですが。私はその余った予算が最高裁の『裏金』になっているのではないかとこの疑問を持ち、以前から発言してきました」

最高裁に「裏金」? 裏金といえば、全国の地方自治体や警察、検察庁などで組織的な裏金作りが発覚したことはあるが、まさか「法の番人」である最高裁に裏金なんてあるのだろうか?

裁判所の人件費予算額は約2721億6千万円で、総予算額の83・1%を占める(08年度。前ページの表3参照)。生田氏は3号問題が何十年も続いてきたことを考えると、過去の裏金総額は「何十億円」にものぼるのではないかと推測している。

「これまで私が指摘してきたことがまったくの事実無根であれば、最高裁から抗議がきてもおかしくはない。ですが、今のところ、そうした反応はまったくありません。私の指摘があながち的外れではないと考える以外にないのです」(生田氏)

実は、生田氏は報酬問題を明らかにしようと、今年4月28日付で最高裁に対し、裁判官の報酬に関する運用マニュアルなど多くの文書の開示を求める「司法行政文書開示申出書」を送っている。対象となる文書が開示されれば、

裁判官が4号から3号になる時期や、3号報酬の予算額、あるいは3号報酬の予算のうち余った予算があった場合の使い道などが明らかにするはずなのだ。

生田氏の開示申出に対し、最高裁はようやく7月29日付で一部の行政文書を開示した。しかし、その文書は「裁判官の人事評価に関する規則」「裁判官の人事評価に関する規則の運用について」などだけで、肝心の報酬に関する運用マニュアルや「3号問題」に関する根拠規定などは「開示しない」とされた。その理由は、

「そのような文書は存在しない」。最高裁の要綱には、行政文書の開示の申し出があった場合、原則30日以内に開示もしくは非開示の連絡を行なうと定められている。なのに、それを3カ月も引き延ばしておいて「開示しない」とは……。これに生田氏が憤る。

「報酬に関する運用マニュアルなどの文書が存在しないなんてことがあるはずありません。では、最高裁は何を根拠に裁判官の報酬を決めているのでしょうか。私は、3号問題に絡んで最高裁に裏金があるのではないかと疑いをますます強くしました」

実際に昇給はどのように決まっているのだろうか? 記者の取材に対して、最高裁は次のように答える。「裁判官の昇給は経験年数やポストなどを考慮し、最高裁判官会議で決定

しています。昇給の基準について定められた規定はありません。運用としては、裁判官任官後、約20年の間、裁判官の職務執行の独立への配慮などから長期病休などの特別な事情がない限り、同期任官の裁判官は同時期に昇給する運用を行なっています。任官後20年を経過した後は、裁判官の経験年数のほか、ポスト、勤務状況などを考慮して決定されており、また、余った人件費予算があった場合は不用計上して国庫に返納していますから、余った人件費が裏金として使われているようなことはありません」(事務総局広報課)

最高裁はこのように裏金疑惑を否定するが、情報が開示されないため、最高裁が現在、裏金作りを本当に行なっていないかどうかは定かでない。しかし、かつて最高裁に「裏金」や予算の「不当流用」があったことが、ある元裁判官の回顧録の中に触れられている。

ある回顧録で暴露された「予算流用」や「カラ主張」

それは、最高裁事務総局経理局主計課長や山形地裁所長などを歴任した石川義夫氏が06年12月に出版した『思い出すまま』(れんが書房新社)である。記者は著者の石川氏に連絡をとった。結局、取材には応じてもらえなかったが、著書からの引用許可を得たの

で、関係箇所を抜き出してみたい。

石川氏は経理局主計課長時代、事務局の人事局長と経理局長の相伴で、銀座の某クラブや三原橋の某寿司店で飲食した。そしてそのつげは「会議費」名目で処理されていた。石川氏は「国民の税金がそのような無駄遣いされるのに耐えられず」、先輩の元主計課長に相談に行った。だが、その元課長は「大幅な営繕会議費の増額があり、予算は十分あるから心配するなど言った」とある。

これに対し石川氏は「営繕会議費は営繕工事に関し工事関係者の間で行われる打ち合わせのためのものであるから、前記のような使い方が不当なものであったことは言うまでもない」と記述している。つまり、予算の「不当流用」があったわけだ。

また、山形地裁勤務時代には、職員「カラ主張」で蓄えた裏金の出納を記載した大学ノートがあり、石川氏が焼却を命じたことも記されている。

これらはいずれも60〜70年代のことだ。「昔の話」と言うこともできよう。最高裁も、

「本に書かれている内容の真偽については不明ですが、現在では適正な予算の執行を行なっており、不適切な予算の流用や旅費の支出はしていないと認識しております」(事務総局広報課)と答える。

しかし、裁判所のカラ出張について

石川義夫 思い出すまま

半世紀を法曹界一筋に生きて著者が、幼時以来の半生、裁判所体験を赤裸々に綴る

最高裁事務総局の局長石川義夫氏の回顧録「思い出すまま」(れんが書房新社)が、著者の石川氏に連絡をとった。結局、取材には応じてもらえなかったが、著書からの引用許可を得たので、関係箇所を抜き出してみたい。

は、90年度、東京、広島、福岡など7
地方裁判所で1620件(!!)、総額
1973万円の旅費が「不適正支出」

されていたことが会計検査院の検査で
発覚している。裁判官や裁判所職員ら
の出張の際、日帰り出張を1泊2日に
1泊2日の出張を2泊3日などとして
水増し請求していたというのだ。

これについて、ある元裁判官が嘆く。
「確かに以前はカラ出張がありましたし
た。私自身、行ってもいい出張の書
類に判を押してくれと言われたことが
あります。しかし、それは80年代の終
わり頃にはなくなりました。」

これでは、裏金の存在はともかくと
して、最高裁を含めた裁判所の予算執
行にまったく問題がなかったとはい
切れないだろう。

また、実はこれまで裁判所予算に対
するチェック機能は十分に働いてこ
なかったといわれる。本来は国会の場
でチェックされるべきだが、三権分立の
原則の下、国会(立法府)が手を出せ
ば「司法権への介入」と受け取られる
可能性があるため、国会議員の間でも
「裁判所予算は聖域」とする不文律が
あったという。

国会が判決など裁判内容に介入する
ことはもちろん許されない。しかし、
裁判所予算も我々国民の税金で賄われ
ているのだから、国会が目をつけられ
べきだし、会計検査院も裁判所予算の
執行について精査すべきである。

裁判員広報事業で発覚した 最高裁の「不適切経理」

国会による最高裁の予算チェックに
ついては、実はつい最近、行なわれた
ことがある。最高裁が裁判員制度の広
報事業をめぐって「不適切な」契約を
したとして、国会で追及されたのだ。

最高裁は、裁判員制度を国民に広報
するため、05～06年度、総額約21億6
千万円の予算を使い、全国各地で裁判
員制度全国フォーラム(タウンミーテ
ィング)の開催や広報用ビデオの制作
などを行なった。

しかし、事業の請負業者と契約書を
作成する際、多くの事業で「実際に契
約した日付よりさかのぼって」事業開
始前の日付を書類に記載していたこと
が発覚した。つまり、正式な契約書が
作成されていない段階から事業がすす
みに行なわれていたのだ。

この「さかのぼり契約」の問題を07
年の衆院予算委員会で追及した、保坂
展人・前衆院議員(社民党)が指摘す
る。

「巨額のお金を使った事業なのに、正
式な契約書も作らずに業者任せにする
なんて普通では考えられないことで
す。しかも、国が契約書を作成する場
合、「押印、署名したときに契約書の
効力が発効する」という最高裁判例が
あり、それが国の契約などを定めた会
計法に反映された経緯がある。つまり、

「さかのぼり契約」は最高裁が自らの判
例に違反していたことになるのです」

最高裁の判決の基準ともなっている。
裁判所の判決の基準ともなっている。
その最高裁が判例違反を犯すとはシャ
レにならないだろう。

戦後、最高裁の経理問題に斬り込ん
だのは保坂氏が初めてとされるが、こ
の国会追及を機に、会計検査院が裁判
員制度広報事業について異例の検査を
行ない、07年12月の報告書において「最
高裁判所における多数の契約において
さかのぼり契約が行なわれていたこと
は誠に遺憾なこと」と批判した。

さらに問題なのは、最高裁が行なっ
た05～06年度の裁判員広報事業の当初
予算要求額のうち、2年間で約3億3
千万円の未執行額、つまり「余ったお
金」があることが保坂氏の調べでわか
ったことだ。最高裁は、余ったお金は
裁判所施設費などほかの科目に流用し
たり、国庫に返納したりしたというが、
その内訳は不明。

このように見ると、最高裁の予
算執行の問題は裁判員制度の広報事業
だけに限ったものなのだろうか、ある
いは裁判官報酬の「3号問題」で浮か
び上がるように、人件費予算が適切に
使われてきたのだろうか、という疑問
が再び出てくるのも仕方ないことで
はないか?

こうした疑問に答えるためにも、最
高裁はまず、前出・生田弁護士が求め



裁判員制度全国フォーラム(タウンミーティング)など裁判員広報事業では、最高裁による、自らの判例に違反する不適切な「さかのぼり契約」が発覚し、国会で追及された

ている裁判官報酬や転勤に関する司法
行政文書を全面的に開示すべきだろ
う。

裁判員制度によって、市民が直接、
裁判に関わることになった。ところが、
その裁判に絶大な影響力を持つ裁判官
は、これまで見てきたように、勤務地、
報酬などの人事に関し、最高裁から様
々な統制を受けている。その最高裁が、
実は裏金疑惑や判例違反を指摘される
ような歪んだ官僚組織だったとする
と、ニッポンの裁判自体が危ないこと
になりはしないか?

そこで次号では、全国約3500人
の裁判官の人事を牛耳る「最高裁事
務総局」(最高裁の庶務部門)の実態
に迫りたい!